

平成 27 年度
二国間クレジット制度案件組成事業(PS)及び
二国間クレジット制度に係る実現可能性調査(FS)
公募に関する質問に対する回答

【 公募説明会での質問 (5月29日開催)】

1. JCM 案件組成事業 (PS) 及び JCM 実現可能性調査 (FS) 共通事項

Q: 一つの事業・調査案件で、二か国を対象国として応募することは可能か。

A: 可能です。

Q: PS と FS のそれぞれの採択想定件数と全体予算は、どの程度になるか。

A: PS は 10 件で合計 3 億円、FS は 8 件で合計 8,000 万円を想定しています。

Q: 応募の段階で、海外の事業者との関係が形成されている必要はあるのか。

A: PS は次年度に JCM プロジェクト資金支援に応募いただき採択の見込みのある案件であることを応募条件としており、海外の事業者との関係が確立されていることは必須と考えます。FS は調査を通じて、どのような海外の事業者と関係を築くのかという提案でも構いませんが、審査においては関係が確立しているほうが案件の熟度が高いと評価されます。

Q: インドネシアにおける推奨事項について、Project Idea Note を応募締切日 (6月16日) までにインドネシア側 JCM 事務局に情報共有し、その結果を提案書に盛り込むという理解でよいか。

A: ご理解のとおりです。事前にインドネシア JCM 事務局に説明することを推奨しており、環境省では本年 3 月インドネシア側 JCM 事務局メンバーを招聘し日本の事業者が説明する機会を設けました。この機会などで説明をしていない事業者については、これから現地を訪問し案件説明をすることは難しいと思いますので、可能な範囲での対応をご検討下さい。

Q: 今回、FS に応募し採択されなかった場合、同一案件を PS・FS 或いは JCM プロジェクト資金支援の 2 次公募に応募することは可能か。また、FS に採択された場合、今年度の資金支援に応募することは可能か。

A: PS・FS については、2 次公募は予定していません。JCM プロジェクト資金支援のうち、設備補助事業は本年 9 月ごろ 2 次公募を行う見込みです。FS で採択された場合、されなかった場合に関わらず、資金支援に応募することは問題ありません。

Q: PS・FS の共同事業者について、PS は海外の法人が共同事業者になることが可能で、FS の場合は日本法人のみが対象という理解でよいか。

A: FS についてはご理解のとおりです。PS については、公募要領に明確な記載はありませんが、FS と同様に共同事業者の対象は日本法人とします。

Q: 人件費内訳の従業者区分の記載例では主任技師や調査員と記載されているが、応募時は個人名ではなく、従業者区分を役職等で作成すればよいか。

A: ご理解のとおりです。応募時は特に個人名を記載いただく必要はありませんが、採択後の交付申請或いは見積書提出時及び精算時には、個人名と実績単価を記載いただく必要があります。

Q: 提案書で CO2 削減量は「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック」を参照することとあるが、事業年数をどのように入力したらよいか。1 年でよいか、それとも複数年数を入力して年数

で割るのか。

A: 1年で入力ください。

Q: 署名国以外の国での案件を応募する場合、採択されるのはあくまでも例外か。

A: 署名国以外の国での案件の応募を除外するものではありません。昨年度採択したFSには、スリランカやミャンマーといった署名国以外の国も含まれています。例外として扱うつもりはありませんので、積極的にご応募ください。

Q: PSに応募して案件の熟度が低いと評価された場合、昨年度のようにFSに変更して採択されることはあるのか。

A: PSで応募された案件をFSで採択することは考えていません。PS及びFSの要件や目的は夫々示していますので、提案するプロジェクトの状況を確認のうえ、どちらに応募すべきかご判断ください。

2. JCM 案件組成事業 (PS)

Q: PSでは、昨年度認められていた一般管理費が経費区分にない理由はなにか。

A: 昨年度はPS・FSとも委託業務だったため一般管理費という経費区分はありましたが、本年度PSは補助事業となったため、実費が補助対象となり、一般管理費の経費区分はございません。

Q: PSの補助事業者(代表事業者)と共同事業者の経費配分に制限はあるのか。また、経費に消費税は含まれないとされているが、実際の業務で消費税が発生しても、除外するというのでよいか。

A: PSは補助金であり経費配分に制限はありませんが、代表事業者より共同事業者の配分が大きい場合など、不適切と判断する場合があります。また、補助金のルールで消費税は補助対象外になるため、消費税を抜いた金額を計上してください。

Q: PSの最終報告書の分量はどのくらいか。

A: 最終報告書の様式は、昨年度のPSとは異なっており、分量も数ページ程度に抑える予定です。なお、本年度PSは委託業務でないため、最終報告書をGECのホームページ等で公開することは予定しておりません。

3. JCM 実現可能性調査 (FS)

Q: FS提案書様式2の7ページで昨年度は概略設計だったが、本年度は詳細設計に変更されている。詳細設計とは、どこまで詳細に記載すればいいのか。

A: 詳細設計の記載は誤記で、概略設計が正しい記載項目です。様式を訂正します。

Q: FSの評価基準表の1-5.のMRV実施体制ではMRVの加点の基準に、方法論が考案されていることとあるが、既に方法論があるものは提案の対象外なので、他の評価基準で評価されると理解してよいか。また、評価基準表5.類似業務の実績について、製品販売業者が提案する場合は類似品の販売実績を記載すれば評価されるのか。

A: 評価基準表の1-5.のMRV実施体制について、FS実施対象国で既に承認された方法論が本案件にも適用可能であれば、その旨を記載ください。その場合、新たな方法論の開発が不要となり他の項目の調査に集中できるということで、加点評価の対象となります。

評価基準表5.類似業務については、類似品の販売実績だけでは加点評価の対象とはなりません。

Q : FS で共同提案を行う場合、主提案者と共同提案者の費用割合に制限はないと考えてよいか。

また消耗品費などの別紙内訳は必要か。

A : 本年度 FS の応募様式 1 では、主提案者が代表して応募する形に変更しました。主提案者と共同提案者の費用割合に特に規定は設けていません。また、消耗品費などの別紙内訳は応募段階では提出不要です。

Q : FS の応募様式 2 の提案団体名の欄には、共同提案者名も記入するのか。

A : ご理解のとおりです。共同提案の場合、応募様式 2 の提案団体名の欄で、最上段に主提案者、その下に共同提案者名を記入ください。

Q : 本日の概要説明 (PPT) の予定スケジュールでは、FS の調査開始時期が 8 月と記載されているが、契約締結が終了していなければ調査は進められないのか、内諾での調査開始は可能か。

A : 概要説明 (PPT) のスケジュールはあくまでも予定ですが、内諾という制度はありませんので、調査開始は契約締結日以降となります。ただし環境省及び GEC としても事業者様との契約締結手続きをなるべく早く進めたいと考えており、採択後直ちに事業者様を対象とした事務処理説明会を開催し、マニュアルも配布する予定です。

Q : 契約書のひな形を、ウェブサイトで公開する予定はあるか。

A : 応募段階での公開は予定はしておりません。採択後、事務処理説明会において契約書及び仕様書のひな形を提示する予定です。

Q : CO2 削減量の計算は「ハード対策事業計算ファイル」を用いるとのことだが、削減活動が複数に亘る場合はファイルも複数用意するということによいか。

A : ハード計算ファイルについて、削減活動が複数ある場合は、それぞれ計算して合算してください。

Q : FS 応募様式 2 提案内容の最終ページの「追加. 事業収益性 説明資料」への記載内容は、評価基準表の 1-1、1-2 の評価対象になるという理解でよいか。

A : ご理解のとおりです。

Q : FS で共同提案を行う場合、共同提案者とする場合と外注とする場合の両方があると考えますが、一社のみで応募して、他の事業者に再委託するという形態は可能か。

A : FS は環境省からの委託業務なので再委託は原則認められません。ただし応募時点で、業務内容を明確にした上で、他の事業者を外注することは可能です。

Q : FS の最終報告書、中間報告書などの分量はどの程度か。また、昨年度は中間報告書にて委員から指摘をいただいて調査方針を修正しながら調査を進めたが、本年度も同様か。

A : FS の最終報告書の様式・分量については、採択後の事務処理説明会で説明する予定です。昨年度は中間報告書および仮報告書に対して、委員会からの指摘事項を調査実施団体に提示しましたが、本年度は中間報告書および仮報告書の提出は求めません。また、委員会は採択時のみの開催とし、調査開始後の開催はありません。ただし、概ね 3 か月に 1 度、進捗報告書を提出いただきます。

以上